

新型インフルエンザ等対応 会計検査院業務継続計画

平成 2 2 年 4 月
〔最終改正令和 7 年 5 月〕

会 計 検 査 院

目 次

第 1	総 則	1
1	本継続計画の目的	1
2	実施方針	2
3	本継続計画の適用範囲等	3
4	会計検査院業務継続計画との関係	3
5	政府及び本院の体制	4
第 2	本継続計画策定の前提となる被害状況の想定	6
第 3	業務継続の基本方針	6
1	本院の業務継続の基本的な考え方	6
2	業務継続の基本方針と業務の分類	7
3	業務の仕分け	8
4	一般継続業務の実施上の留意事項等	11
第 4	発生時における業務継続体制の確保	11
1	発生時における本継続計画の実施責任者等	11
2	発生時における本継続計画実施のための意思決定過程	12
3	決裁権者等が欠勤せざるを得ない場合の対応	12
4	人員の一時的調整に当たっての留意事項等	13
5	テレワークの実施等について	13
6	業務に関連する情報システム等の運用の確保	14
第 5	業務継続計画の実施	14
1	本継続計画の発動と運用	14
2	状況に応じた対応	14
3	院内連絡体制の確保	15
4	通常体制への復帰	15
第 6	感染対策の徹底等	15
1	職場での感染対策	15
2	必要な物資の確保	16
3	職員又は同居者等が感染又は感染の疑いがある場合の対応	16
第 7	本継続計画の維持・管理等	17
1	関係機関等との調整	17
2	公表・周知	17
3	教育・訓練	17
4	点検・改善	17
(別添図)		
別添1.....新型インフルエンザ等対策本部構成図		
別添2.....情報伝達フローチャート		

第1 総則

1 本継続計画の目的

- (1) 新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的に影響が大きいものが発生する可能性がある。このため、発生時においては、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小となるようにすることが必要であり、国家の危機管理として対応する必要がある。
- (2) 政府の各部門においては、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第2条第1号の「新型インフルエンザ等」をいう。以下同じ。）の発生時においても、新型インフルエンザ等対策に関する業務を実施するほか、国としての意思決定機能を維持し、最低限の国民生活の維持、治安の維持、経済活動の調整・支援等に必要な業務を円滑に継続することが必要であるとともに、関係機関や地方公共団体、国民への情報提供や支援を混乱することなく適切に行うことが求められる。
- (3) 政府においては、(1)及び(2)のような認識の下、内閣官房内閣感染症危機管理統括庁（以下「統括庁」という。）が、新型インフルエンザ等発生時においても国の行政機関である本府省等、地方支分部局、施設等機関の各組織（以下「中央省庁」という。）がその機能を維持し必要な業務を継続することができるよう、新型インフルエンザ等発生時に想定される社会・経済の状況やこれを踏まえた講ずべき措置を示し、各府省等における適切な業務継続計画の策定を支援することを目的として、「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」（以下「業務継続ガイドライン」という。）を作成し公表しており、各府省等は、業務継続ガイドラインに沿って、業務継続計画を策定、公表することが求められている。

- (4) 会計検査院は、業務継続ガイドラインにおいて、国会及び裁判所とともに、「中央省庁」には該当せず、業務継続計画の策定を行うかどうかについては、それぞれにおいて判断されるべき事柄であるとされている。しかし、その一方で、新型インフルエンザ等のまん延時においても、これらの機関の最低限の機能は維持される必要があると考えられ機関内での感染対策が講じられるべきであることなどから、新型インフルエンザ等発生時における対応方針を検討することが望まれる、とされている。
- (5) 会計検査院の使命は、憲法上の機関として、会計検査院法に基づき、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、かつ、是正を図るとともに、検査の結果により、国の収入支出の決算を確認することである。そして、検査の結果が次の予算の編成や執行に反映されることで、国の行財政活動の健全性に寄与するとともに、会計検査院が決算の確認という公的な意思表示をすることによって、内閣は決算を国会に提出できることとなり、財政の機能が適切に継続されることとなる。
- また、これ以外に法令上本院の検査を経ることが規定されている決算に係る検査業務を行っており、いずれも、本院がこれらの検査を了することにより、内閣は当該書類を国会に提出できることとなる（以下、本項に記載の業務を「検査報告作成業務等」という。）。
- このため、上記のような会計検査院の使命は、新型インフルエンザ等発生時にあっても確実に果たされる必要がある。
- (6) 以上のことから、本院の業務の特性を踏まえて、業務継続ガイドラインに沿って、新型インフルエンザ等対応会計検査院業務継続計画（以下「本継続計画」という。）を策定する。

2 実施方針

- (1) 1 (5)のとおり、本院の使命は、新型インフルエンザ等発生時にあっても確実に果たされる必要がある。そのため、本継続計画の実施に当たっては、新型インフルエンザ等発生時には、検査報告作成業務等を確実に実施するため、必要な資源を集中する。そして、他の業務については、検査報告作成業務等の進捗をしんしゃくしつつ、優先順位を付して順次実施する。
- (2) 検査報告作成業務等の実施に当たっては、検査の相手側（以下「受検側」という。）に説明、資料や報告書の提出等を求めることが少なくない。受検側の業務負担などを考慮することなどにより、政府全体の業務継続に配慮しつつ、検査報告作成業務等の継続に万全を期し、本院の使命を達成するよう努める。

- (3) 業務の実施に当たっては、官房の各課等及び各局の各課等が相互に連携し、情報の共有、限られた人的資源の一時的調整、状況に応じた柔軟な判断を行うことにより、円滑な遂行に努める。

3 本継続計画の適用範囲等

- (1) 本継続計画は、安中研修所を含む会計検査院全組織を対象とする。
- (2) 検査の相手方に求める検査課業務への対応については、受検側の業務にも直接に影響を与えることとなる。新型インフルエンザ等発生時には、本継続計画の関連部分を把握し十分検討した上で実施する。

4 会計検査院業務継続計画との関係

- (1) 本院は、政府業務継続計画（首都直下地震対策）に基づき、平成20年8月、大規模地震その他の非常災害の発生を想定した「会計検査院業務継続計画」を策定している。しかし、大規模地震等による災害の場合は、電気、ガス、水道、公共交通などの社会インフラや情報通信設備が甚大な被害を受けるのに対して、新型インフルエンザ等の感染症の場合は、基本的に被害を受けるのは人であること、また、発生してからパンデミックになるまでの一定の期間に対応準備が可能であることなどの特徴があることから、新型インフルエンザ等による影響やその特性を踏まえた上で、業務の継続を検討することが重要である（⇒表1参照）。そのため、大規模地震等の災害の発生を想定して作成された会計検査院業務継続計画をそのまま転用することは不可能であると判断し、別個の業務継続計画として、本継続計画を定めることとした。
- (2) 他方、危機管理対応としての手続の中には、共通する部分があることから、本継続計画は、これを参考にしながら策定している。また、大規模災害とパンデミックが同時に起こった場合には、両方の業務継続計画を併用し対応することとする。

表1 業務継続計画における新型インフルエンザ等による影響とその特性

項 目	新型インフルエンザ等による影響とその特性
業務継続方針	○感染リスク、社会的責任を勘案し、業務継続のレベルを決める。
被害の対象	○建築物等の社会インフラへの被害が想定される自然災害と比べて、主として、人への健康被害が大きい。
地理的な影響範囲	○被害が国内全域、全世界的となる（自然災害時に想定される対応である代替施設での業務が不確実）。
被害の期間	○病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の可能性があり、過去事例等から想定する影響予測が困難。
被害発生と被害制御	○海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能。 ○被害規模は感染対策により左右される。

（出典）新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン

5 政府及び本院の体制

（1）平常時の体制（⇒P6 表2参照）

ア 平常時における政府全体の体制は、業務継続ガイドラインにおいて、①新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合に備え、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進すること、②あらかじめ関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行うこと、などとされている。

イ 会計検査院においては、事務総長を本部長とし、事務総長官房の各課等を構成員とした新型インフルエンザ等対策本部（以下「本院対策本部」という。）を設置し、新型インフルエンザ等が発生した場合に備え、各構成員において発生時に対応すべき事項を整理するとともに、連絡体制等を整備する（別添1及び別添2参照）。

（2）新型インフルエンザ等発生時の体制（⇒P6 表2参照）

ア 政府においては、新型インフルエンザ等が発生した場合、特措法第15条第1項に基づき新型インフルエンザ等対策本部（本部長：内閣総理大臣）

以下「政府対策本部」という。)を設置し、新型インフルエンザ等対策推進会議の意見を聴き、基本的対処方針（特措法第18条第1項に規定する基本的対処方針）の決定等を行うとしている。その際、あらかじめリスト化されている各府省等の有事専従者を統括庁に招集し、統括庁の体制を充実強化するとともに、感染症対応に係る業務に携わる各府省等の幹部職員を統括庁に併任発令して統括庁の管理の下で政府として一元的な対応を図るなどとしている。

イ 会計検査院においては、新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置された場合、統括庁と緊密な連携を図りつつ本院対策本部を開催して速やかに本継続計画の発動を決定する。本継続計画発動後は、事態の進展に応じ、本継続計画に沿って人員体制等を変更する。その際、業務遂行上生じた問題等については、本院対策本部に情報を集約し、必要な調整を行う。

ウ 本院の各課等は、発動された本継続計画に基づいて、状況に応じた職員への感染防止措置の実施、業務の縮小・中断措置や人員体制について検討する。

その際、上記の検討の結果、複数の課等に関係する事項がある場合は、官房にあっては関係する課長等が、各局等にあっては監理官が、それぞれ調整を行う（⇒P12 第4の2参照）。

エ 職員の感染対策に関する業務の実施については、厚生管理官が主導して実施する（⇒P15 第6の1参照）。

表2 新型インフルエンザ等の対策に係る政府及び会計検査院の体制

	平常時	発生時
政府の体制	・ 閣僚会議 ・ 関係省庁対策会議（議長：内閣感染症危機管理監） ※平成16年3月設置済 ・ 統括庁（統括庁の長：内閣感染症危機管理監） ※令和5年9月設置	・ 政府対策本部（本部長：内閣総理大臣） ・ 各府省等の有事専従者を統括庁に招集し、統括庁の体制を充実強化 ・ 感染症対応に係る業務に携わる各府省等の幹部職員を統括庁に併任発令し、統括庁の管理の下で政府として一元的な対応を図る。
会計検査院の体制	・ 本院対策本部（本部長：事務総長）を設置 ・ 発生時に対応すべき事項を整理、連絡体制を整備	・ 本院対策本部を開催し、本継続計画の発動を決定

第2 本継続計画策定の前提となる被害状況の想定

- (1) 新型インフルエンザ等の流行が国民の生命及び健康や社会経済活動等と与える影響は、病原体の病原性、感染性等に左右されるものであり、正確に予測することは難しい。このため、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和6年7月2日閣議決定）においても、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオを想定している。そして、業務継続ガイドラインにおいては、社会経済への影響の規模の目安として、例えば、職員の最大40%程度の欠勤を想定することなどが示されている。
- (2) さらに、職員の休暇等、関連事業者の休業、物資の不足などにより、業務を遂行するために必要な人員、物資、情報等の必要資源が、新型インフルエンザ等のまん延により被害を受け、十分に得られない事態になることも想定される。

第3 業務継続の基本方針

1 本院の業務継続の基本的な考え方

- (1) 会計検査院の使命は、第1の1(5)のとおり、憲法上の機関として、会計検査院法に基づき、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期

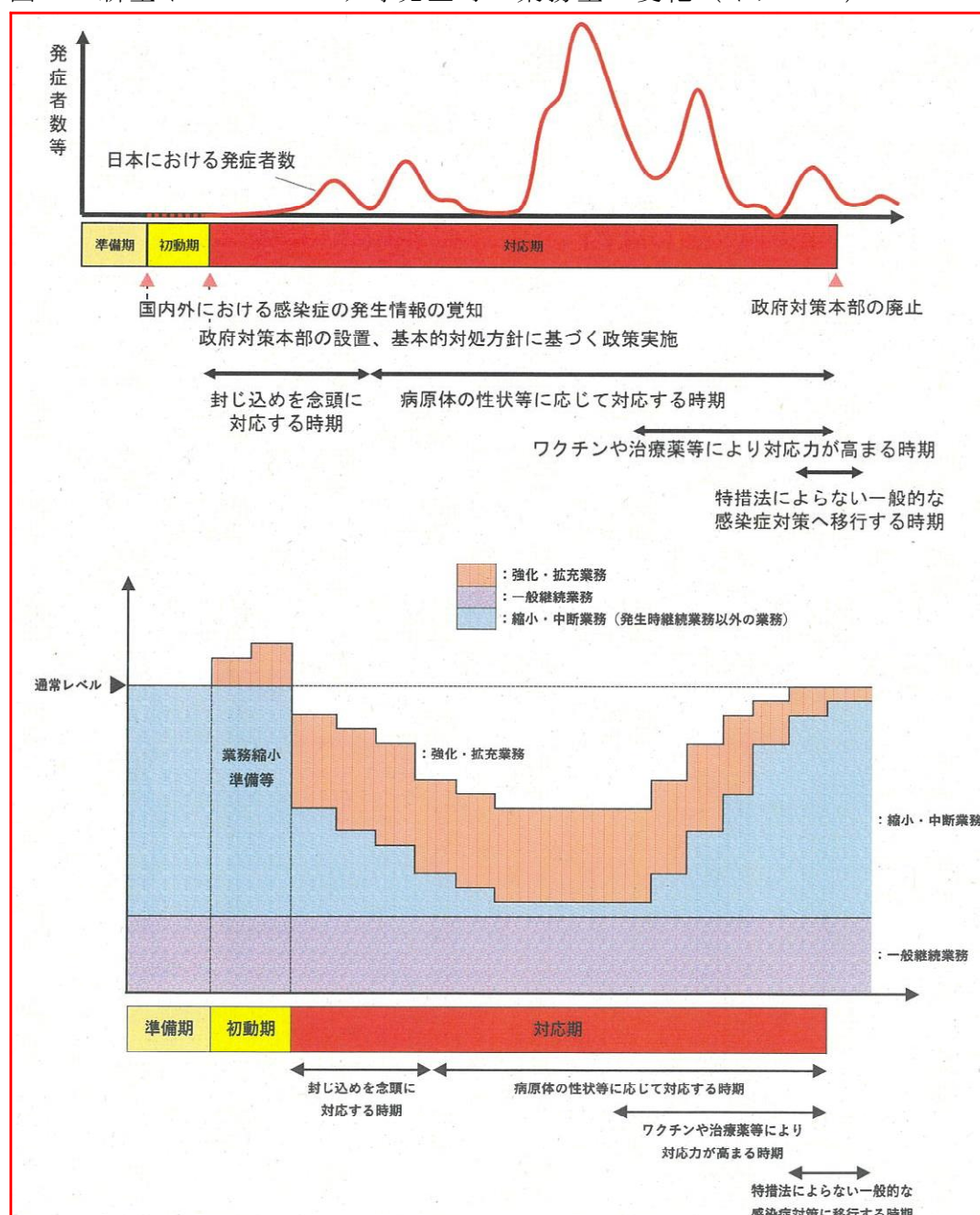
し、かつ、是正を図るとともに、検査の結果により、国の収入支出の決算を確認することである。そして、これらの業務は、国の行財政活動の健全性に寄与するとともに財政の機能を適切に継続させるために欠くことのできないものであるが、直接には、他府省等の業務のように国民生活の維持や社会・経済システムの安定等に関わるものではない。

- (2) 新型インフルエンザ等が、国内で発生し、被害想定レベルの欠勤者が生じた場合には、本院の業務に支障が生じるだけでなく、国民生活に密着した業務を行っている府省等においても同様な事態が生じることとなる。
- (3) 本院としては、発生時の業務の実施に当たり、府省等が行う国民生活を安定的に維持するための業務の継続に最大限の配慮を行うものとする。
- (4) 業務継続の基本方針は、第2の想定に基づいて策定するものの、実際には、被害の状況や事態の進行に応じて柔軟に対応する必要がある。このため、それぞれの部署等において、柔軟に最善の対処ができるよう、原則的な方針を定めることとする。

2 業務継続の基本方針と業務の分類

- (1) 業務継続ガイドラインにおける業務継続の基本方針によれば、新型インフルエンザ等の発生時に実施する業務は、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するもの（以下「強化・拡充業務」という。）、一定期間、縮小又は中断することにより国民生活、社会経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、国内で感染が拡大・まん延している状況であっても業務量を大幅に縮小することは困難なもの（以下「一般継続業務」といい、強化・拡充業務と合わせて「発生時継続業務」という。）及び発生時継続業務以外の業務（以下「縮小・中断業務」という。）に分類されている。
- (2) 発生時継続業務を実施及び継続できるよう、必要な人員、物資、情報入身体制、相互連携体制等を確保する。特に、人員については、国内における新型インフルエンザ等の発生以降、発生時継続業務の実施及び継続が困難となるおそれがあると判断した場合には、縮小・中断業務を一時的に大幅に縮小又は中断し、その要員を発生時継続業務に投入することにより確保する（図1参照）。

図1 新型インフルエンザ等発生時の業務量の変化（イメージ）



（出典）新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン

3 業務の仕分け

本院における発生時継続業務及び発生時継続業務以外の業務の内容及び実施の優先順位の考え方は、次の(1)から(3)までのとおりである。

(1) 強化・拡充業務 <発生時継続業務>

強化・拡充業務は、初動期以降、新規業務として実施されるものである。本院においては、次のような業務が該当する。

ア 危機管理業務

(ア) 本院対策本部の開催、職員及び家族等の感染状況の把握、防疫業務の実施、感染地域の把握と当該地域への出張状況の把握、統括庁との連絡調整等に係る業務がこれに当たる。

(イ) 本院において、発生時に危機管理を統括するのは本院対策本部であり、本部長である事務総長の指揮により必要な措置を執る。

イ 実地検査等対策業務

出張対象箇所の感染状況の把握、出張の延期・中止の検討指示、出張中の体調不良者の把握と対応などの業務がこれに当たる。

ウ 受検側への情報提供

本院の業務は、各府省等や政府出資法人、地方公共団体などと密接に係している。そのため、本院が実地検査の見直しを検討することや計算証明書類の提出等について制度の弾力的な運用をすることなどを必要に応じて受検側に通知するなど、会計検査による負担を軽減するために必要な情報提供を行うことを検討する。

(2) 一般継続業務 <発生時継続業務>

一般継続業務は、次のような業務が該当する。なお、刻々と変化する状況等を勘案して、一般継続業務であっても、その緊急性及び必要性を検討した結果、早急な対応が必要でないと判断される業務等については、縮小又は中断して、必要な業務にその人員等を配分するものとする。

ア 検査報告作成業務等

(ア) 本院の主要な業務の中で、検査報告作成業務等は、重要な法定業務であり、一般継続業務の中でも優先すべき業務と位置付けられる。

(イ) 検査報告作成業務等^(注1)には、主として、各検査課で実施する検査課業務、決算の確認総括業務等及び指摘案件報告業務がある。

(注1) 決算の確認総括業務等 財務検査第1課、財務検査第2課等が行う決算の確認総括業務及びその他法令上本院の検査を経ることが規定されている決算に係る検査業務をいう。

(ウ) 検査課業務及び指摘案件報告業務については、実地検査等の見直しや一部指摘案件の報告時期の見直しなどの対応が可能であるが、決算の確認総括業務等においては、業務縮小の余地がなく、7月末日の主計簿の締切後、検査報告の作成完了まで継続することとなる。上記の状況を踏

まえつつ、内閣が法令上の期限までに検査報告とともに国の収入支出の決算を国会へ提出できるよう、必ず検査報告を作成し内閣に送付するなどするものとする。

(エ) 決算の確認総括業務等と指摘案件報告業務は、それぞれ同時期に業務が集中することとなる。この場合、関係各課においては、まず決算の確認総括業務等を確実に実施し、その上で動員可能な人員を以って指摘案件報告業務を実施する。

(オ) 検査報告作成業務等を実施するための具体的対応は、別途、実施細則において定める。

イ 各種情報システムの維持・運用業務

(ア) 本院における情報システムには、決算確認システムがあり、このシステムが正常に運用されることにより、決算の確認総括業務は可能となる。

(イ) LANやインターネット接続の正常な運用は、決算の確認総括業務はもとより、各種官房業務及び検査課業務等の前提となるものである。

(ウ) (ア)及び(イ)から、情報システム等の運用を確実に維持することが必要であり、発生時に業務継続に支障が出た場合には、必要な専門技術を有する職員を優先して一時的に調整するなどの措置を検討する。

ウ 本院の機能を維持するために必要な業務

本院の一般継続業務には、以下のような業務も含まれる（例示）。各課においては、最低限の本院の機能を維持する業務を実施しつつ、アの検査報告作成業務等を実施するために人員の一時的調整の要求があった場合には、原則、当該要求に従うものとする。

(ア) 発生時継続業務を実施、継続するための環境を維持するための業務（物品購入・契約、安全・衛生、庁舎管理、庶務的業務等）

(イ) 組織としての機能を維持するための基本的な業務である会計関連業務（予算、決算、調達、各種支払関係業務等）、国会関連業務（質問・資料要求対応業務）、福利厚生業務（健康保険等の業務、宿舍関係業務）、人事業務（給与、任用、庶務、服務業務等）

(3) 縮小・中断業務 ＜発生時継続業務以外の業務＞

縮小・中断業務は、(1)及び(2)以外の業務が該当し、中長期的な業務など、緊急に実施することが必須ではなく、一定期間、大幅な縮小又は中断が可能な業務であって、業務資源の配分の優先順位の観点から一定期間の大幅な縮小又は中断がやむを得ないものである。

当該業務については、初動期では業務を迅速かつ計画的に減少することができるよう大幅縮小又は中断の準備を行い段階的に業務を縮小し、対応期で

は状況を勘案して一時的に業務を大幅に縮小又は中断する。なお、業務の縮小又は中断に当たっては、個々の業務を実施する際の感染リスクも勘案する。特に、多数の者が集まる場を設定する業務については、オンライン会議や電子メールの活用など代替手段を検討し、それが困難な場合には、中止又は延期する。

縮小・中断業務であっても、緊急に対応する必要が生じた場合には、人員配分を調整の上、適切に対応するものとする。

4 一般継続業務の実施上の留意事項等

(1) 本院の業務の特徴として1年間に一定のサイクルがあり、概ね10月から翌年の6月までが実地検査期間、7月から10月までが在庁して行う指摘案件報告業務の実施期間となっている。

(2) 実地検査では国内、海外を問わず、多くの出張が組まれることから、出張前に濃厚接触者となった場合の取扱い、出張中に感染した場合の対応、受検側において感染が広がった場合の対応などを定めておく必要がある。

各検査課においては受検側の感染状況を随時把握するよう努め、本院の出張体制が感染まん延の影響を受けていない場合であっても、受検側の感染状況や要望なども踏まえて、実地検査の見直しを検討する。

(3) 決算の確認総括業務等及び指摘案件報告業務が最も輻輳する7月から10月頃までの間に感染が広がった場合、全ての部署で要員が不足する事態が想定されることから、その場合の人員の一時的調整及び業務の縮小等の調整手順等についても検討する必要がある。

(4) 本院の一般継続業務の中には、受検側に、資料や報告書の提出を義務付けているものもある。それらについては、緊急性を考慮し、法令又は規則上可能であれば、必要に応じて、提出期限の延期など、制度の弾力的な運用を検討するが、その具体的な内容については、別途、実施細則により定める。

第4 発生時における業務継続体制の確保

1 発生時における本継続計画の実施責任者等

(1) 第3の3(3)及び4(2)のとおり、発生時、特に対応期では、実地検査の見直しなどや縮小・中断業務の大幅縮小又は中断を行うこととなる。また、必要に応じて、発生時継続業務へ人員を一時的に調整するなどの対応が必要となる。

- (2) (1)の対応が必要な事態が発生した場合、本継続計画に定められる事項の決定責任者は、官房にあっては事務総局次長、各局にあっては局長とする。
- (3) 課長等は、本継続計画の実施責任者として、決定責任者の判断を確実に実施するものとする。
- (4) 局間及び官房と局との間の人員の一時的調整については、事務総局次長が決定するものとする。

2 発生時における本継続計画実施のための意思決定過程

- (1) 第1の5(2)ウのとおり、課長等は、情報を収集、評価し、出張・業務等の見直し及び人員の一時的調整の要否等を検討する。課長等は、検討の結果、上記の措置が必要だと判断した場合には、その判断結果を、官房では課長等が関係課と調整した上で直接上申し、各局では監理官を通じて上申する。
- (2) 本院全体の方針等に係る事項については、事務総長が決定する。当該決定に基づく具体的な事務の運用については、官房にあっては事務総局次長、各局にあっては局長が、各業務及び出張の見直しを決定し、また、要員の一時的調整等の指示を行うものとし、事務総長にその決定内容を報告する。
- (3) 縮小・中断業務の所掌課や人員の一時的調整を求められた課等の実施責任者は、発生時継続業務を行う部門に対する支援を通じ、その実施・継続に積極的に協力するものとする。
- (4) 意思決定に当たっては、発生時継続業務に位置付けられないとしても、平時における業務そのものの重要性が否定されるものではないことについて、職員の理解を深める通知を出すことなども検討する。
- (5) その他意思決定に係る手続及び事務の流れ等については、別途、実施細則において定める。

3 決裁権者等が欠勤せざるを得ない場合の対応

(1) 決裁の代行

ア 意思決定権者が感染するなどして欠勤することも想定される。その場合には、会計検査院文書管理規程（平成13年3月28日制定）に基づき、直近下位の者が代決を行うか、又は人事課において事務取扱の発令を行うことにより対応する。

イ 代決が行われた場合、可能な限り早期に、電話又はメール等により意思決定権者に報告するものとする。

(2) 会議の代理主宰等

ア 本院の決算の確認総括業務等及び指摘案件報告業務における各審議の過

程では、各段階での検査報告委員会等において議決等が必要であることから、会議を主宰する幹部職員が感染等で出席できない場合に備えて、主要な会議における代行者をあらかじめ明確にしておくこととする。

イ 各会議における代行者については、別途、実施細則において定める。

4 人員の一時的調整に当たっての留意事項等

- (1) 人員の一時的調整を行うに当たっては、財務検査第1課、財務検査第2課等が行う決算の確認総括業務等については、当該各課の要請に基づき、業務経験者を優先的に調整することなどについて、感染拡大の状況を見定めて実施に係る検討を行うものとする。
- (2) 上席情報システム調査官の業務については、上記業務との関連で高度な専門技術が要求されることから、また、給与関連業務等については、専門性、正確性が要求されることから、上記と同様に、必要な技術を有する者を優先して一時的に調整することを検討する。
- (3) 各検査課及び官房における人員の一時的調整においては、原則、それぞれ局内及び官房内で人員の融通をするものとする。
- (4) 人員の一時的調整においては、業務の内容に比較的共通性のある、例えば、防衛検査第1～3課内での融通、農林水産検査第1～4課内で融通することを優先的に検討する。

5 テレワークの実施等について

- (1) 本人は感染していないが、家族等に感染者が出て出勤停止となった場合や感染すると重篤化するおそれのある持病を有する者などにとっては、新型インフルエンザ等の発生後、勤務可能なのに出勤できないという状況も考えられる。また、そのような事情がなくとも、テレワークは感染抑止という観点からも有効である。
- (2) テレワークで業務が行えるよう、テレワークに必要な機器を職員に配送する支援措置や情報セキュリティポリシーの関連部分等の周知を含め、テレワークが拡大しても業務を継続できるような体制を維持することが必要である。また、各課においては、テレワーク主体の意思決定プロセス等を整備する必要がある。
- (3) 感染の機会を低減するため、テレワークと合わせ、時差通勤の奨励や休暇取得の要請についても感染拡大の状況を見定めて実施に係る検討を行うこととする。

6 業務に関連する情報システム等の運用の確保

- (1) 第3の3(2)イのとおり、決算確認システムや院内LANシステム等業務関連情報システムの正常な運用の確保は、発生時、本院の業務を継続するための前提となるものであり、新型インフルエンザ等の発生時にあっても中断することができないものである。
- (2) これら情報通信に係るインフラは、地震などの災害による場合と異なり、設備的な損害はなく、要員の確保が最大の課題となる。また、テレワークを拡大する場合、サーバへのアクセス数が増加することになるため、システム障害等を発生させないための方策の検討を行う必要がある。
- (3) 本院の情報システムの運用及び管理は、多くの部分を外部の専門業者に委託しており、当該委託業者が策定する業務継続計画を確認するなど、対応期においても、支障なくシステムを稼働できる体制となっているか常に把握する。
- (4) 発生時にあっては、本院の担当職員と外部委託業者との間で一層の連携を図るものとする。

第5 業務継続計画の実施

1 本継続計画の発動と運用

- (1) 第1の5(2)イのとおり、本院では、国内外で新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置された場合、統括庁と緊密な連携を図りつつ、事務総長は本院対策本部を開催して本継続計画を発動する。また、必要な情報を収集、共有し、感染拡大の状況を見定めて必要な措置の実施に係る検討を行う。
- (2) 発生した新型インフルエンザ等の病原性、感染性等が不明である可能性が高いため、実地検査については、発生地域などの情報収集を確実に実施し、状況を見ながら必要に応じて縮小又は中断する。

2 状況に応じた対応

- (1) 本継続計画における決定責任者及び実施責任者は、本継続計画を実施するに当たり、画一的な対応を執るのではなく、発生している地域、毒性の強弱、感染力、院内及び受検側の感染者の状況等を踏まえて、人員の一時的調整、実地検査の体制を柔軟に変更するなどして対応するものとする。
- (2) 発症した職員が回復し、順次職務に復帰している状況においても、その後再び感染の波が生じる可能性がある。この間に病原体が大きく変異しなかつ

た場合、一度発症すれば免疫ができるため、重症化しにくくなると考えられるが、この間に病原体が大きく変異した場合には、回復した者も再度感染し、重症化するおそれがある。また、新型インフルエンザ等に感染したと考えられていた者が実は通常の季節性インフルエンザに感染したにすぎず、免疫ができていない可能性もある。こうした可能性も考慮し、一度小康状態になっても感染対策を緩めることなく、対応を検討する必要がある。

3 院内連絡体制の確保（⇒別添2参照）

- (1) 本継続計画の運用に当たっては、正確な情報の収集と当該情報の評価、分析が必要となる。職員本人又はその家族が感染又は感染の疑いがある場合には、出勤の停止等の検討も必要となる。
- (2) (1)の場合、職員は電話又はメール等により所属課等の職員に一報を入れる。所属課の実施責任者は部下及びその家族の感染の有無を確認後、官房各課は厚生管理官へ、各検査課は監理官及び厚生管理官へ連絡する。
- (3) 厚生管理官は、収集した発生情報等を集約して官房各課及び各局監理官へ発生状況を連絡するとともに、イントラネット、課室メールボックスへのメール等により院内に周知する。

4 通常体制への復帰

政府対策本部が廃止され、特措法によらない基本的な感染症対策に移行した場合、本院対策本部は、通常体制への段階的な移行を検討する。ただし、本院の職員及び家族の感染状況、実地検査対象地域における終息の状況等を踏まえて、引き続き本継続計画の運用下で必要な対策を執ることを妨げない。

第6 感染対策の徹底等

1 職場での感染対策

感染対策は感染症の特性によって異なり、さらに有事に刻々とその対策が変化していく面を有していることから、第1の5(2)エのとおり、厚生管理官においては、ホームページ等を通じて情報を入手し、職員に周知するとともに、以下のような感染対策の実施を職員等に求める。

(1) 職員への注意喚起

ア 発熱、咳、全身倦怠感等の症状があれば出勤を控えるよう勧奨する。

イ 換気、マスク着用等の咳エチケット・手洗い等の基本的な感染対策等を

行う。

ウ 出張等で外出する場合は、流行地域への移動を避ける、公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、可能な限り人混みを避けて行動すること。

(2) 職場の清掃・消毒、換気（職員及び業者に求める内容）

ア 通常の清掃に加えて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところの拭き取り清掃を行う。

イ 職員の感染が判明し、その直前に職場で勤務していた場合には、当該職員の机の周辺や触れた場所などについて、消毒剤による拭き取り清掃を行う。

ウ 新型インフルエンザ等の特性によっては、飛沫感染及び接触感染に加え、エアロゾル感染に対応する必要がある場合が考えられることから、建物の構造等に応じ可能な範囲で換気を行う。

2 必要な物資の確保

- (1) 庁舎内の衛生環境の確保のために必要なマスク、各種消毒用アルコール製剤、感染防止衣等の購入については、原則、急遽職場で使用する必要が生じたものなどについては、予算の範囲内で優先的に購入することを検討する。
- (2) マスク等が急遽必要となった者や来庁者に配布するためのマスク等については、本院があらかじめ購入しストックしておくものとする。
- (3) 通勤時などに使用するマスクや携帯用消毒薬などは、原則、職員個人が購入することとする。

3 職員又は同居者等が感染又は感染の疑いがある場合^(注2)の対応

- (1) 職員又は同居者等が感染又は感染の疑いがある場合には、実施責任者等は、本院の情報伝達フローチャート（⇒P15 第5の3及び別添2参照）に従い、適切に連絡を行うとともに、相談センター等の指示を受けるなどして適切に対応するものとする。
- (2) 一般的に想定される事態に対する原則的な対応については、別途、実施細則において定めることとし、想定外の事態については、別途本院対策本部において感染の状況などを踏まえつつ、検討の上対応するものとする。
- (3) 感染又は感染の疑いが確認される態様には、様々に異なった状況が予測される。そのため、対応に当たっては、職員等の安全を確保し、感染の拡大を最小限にするために最善と思われる措置を講ずるものとする。

(注2) 感染の疑いがある場合 「発熱、咳、全身倦怠感等」が想定されるが、
新型インフルエンザ等が実際に発生した場合、その症状については、厚生労働省が速やかに公表するので、公表された症状と同様な症状が出た場合をいう。

第7 本継続計画の維持・管理等

1 関係機関等との調整

本継続計画策定後、業務遂行上関係のある受検側の府省、政府出資法人、地方公共団体その他の関係機関との連携を確保する観点から、必要がある場合には、積極的に調整を行う。

2 公表・周知

- (1) 本院は、策定した本継続計画を公表し、必要に応じて、外部の関係者に対して説明を行う。
- (2) (1)により、新型インフルエンザ等発生時には一部の業務を縮小又は中断することもあり得ることや受検側の申出により各種制度の弾力的な運用もあり得ることなどを受検側に周知する。

3 教育・訓練

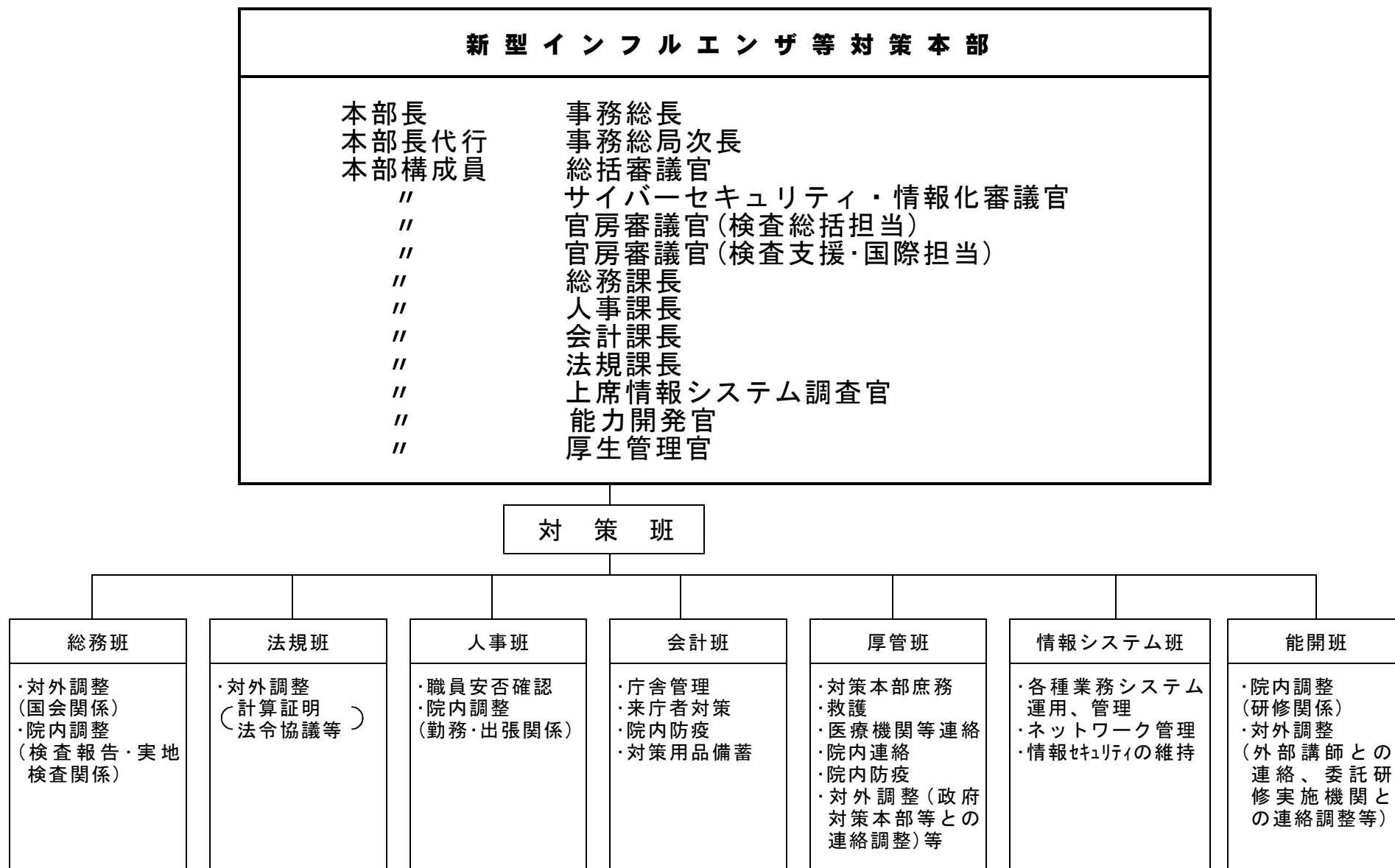
- (1) 実施責任者等は、発生時継続業務に従事する職員に対し、新型インフルエンザ等の発生時の対応について周知し、理解させるとともに、必要に応じ教育・訓練を行う。
- (2) 庁舎内において発症者が出た場合に対応する職員等の適切な个人防护策を講ずる必要がある職員に対しては、実践的な教育・訓練を行う。

4 点検・改善

- (1) 本継続計画の策定後、実施責任者等は、本院対策本部構成員の連絡先、物資やサービスの調達先その他必要な情報の更新状況等について、定期的に各部署の取組状況を確認し、必要に応じ、改善を求める。
- (2) 新型インフルエンザ等に対する新しい知見が得られた場合、教育・訓練等を通じて課題が明らかになった場合等には、適宜、本継続計画の修正を行う。

(別添 1)

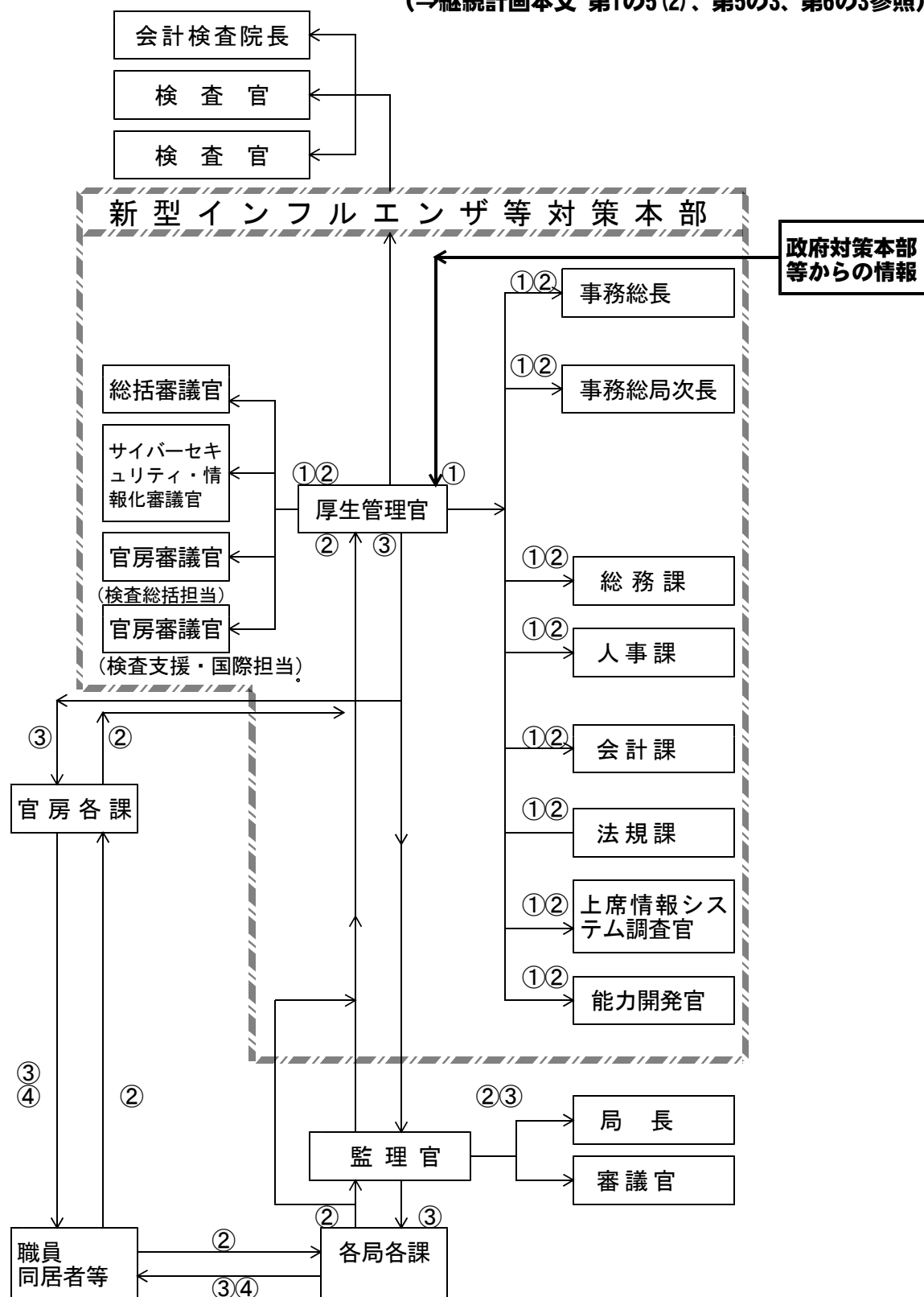
新型インフルエンザ等対策本部構成図 (⇒継続計画本文 第1の5(1) 参照)



(別添2)

情報伝達フローチャート

(⇒継続計画本文 第1の5(2)、第5の3、第6の3参照)



①: 政府対策本部等からの情報
②: 職員等の感染者の発生連絡

③: 本院対策本部からの連絡
④: 職員の安否確認